

第9回犯罪被害者等基本計画検討会 における検討課題について

重点課題に係る具体的施策

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

(基本法第14条関係)

2. 安全の確保

(基本法第15条関係)

3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

(基本法第19条関係)

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充する ための制度の整備等(基本法第18条関係)

第6 基本法第11条から第23条までのいずれか単 一の条文に整理することが困難であり、各重点 課題との関係について、更に検討を要するとさ れたもの

本とりまとめ一覧には、8月12日から9月5日にかけて実施した国民からの意見募集(本文中「パブコメ」と表記。)や全国9か所において開催した犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体からの意見募集会に寄せられた御意見のうち、重複するもの、骨子の内容に単なる賛意を示すもの、第1回～第7回検討会において検討済みの615の御意見と同趣旨で改めて検討する必要性がないと思われるものを除いたものを、それぞれ該当する骨子部分にとりまとめ掲載しています。

記載している新たな御意見のうち、これまでの検討会において御検討いただいたものと考えられる御意見については**黒文字**で、第8回検討会以降の検討会において検討すべきと考えられる御意見については**青文字**で、色分けして記載しています。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (基本法第14条関係)

(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等

- ・ PTSD一般の研修にとどまらず、犯罪被害者に特有の事例に対応した研修を実施すべきである。【日弁連】
- ・ 厚生労働省で行ってきた「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を続けると共に、その研修内容を各都道府県へ周知し、都道府県単位で今までよりもっと広範囲に頻回に実施し、研修受講者を増やし理解と認識を深めていくことが必要。【犯罪被害者団体等】
- ・ 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の啓蒙を全国都道府県で行うべき。また、被害者の数に見合っただけの専門家を養成できるよう計画すべき。質の保証も考えてほしい。【犯罪被害者団体等】

(2) 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施

- ・ 国や地方自治体としてはPTSDの法律的側面を解説した文献の発行に協力すべ

きである。【日弁連】

- ・ PTSDは犯罪被害者等に共通に現れる症状と認め、被害者等、該当者全てが専門家の派遣を受けられるなど、必要な支援と医療が受けられる制度を構築してほしい。【犯罪被害者団体等】

(3) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

- ・ PTSDについても、精神障害年金給付や通院費公費負担制度の適用をスムーズに認めてほしい。【パブコメ】
- ・ 支援者となるべき医師等の経済的な側面の安定を図る必要がある。【日弁連】

(4) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

- ・ 指定救急医療機関には、精神的ケアのできる被害者支援スタッフ(心理職や看護職、医師、ケースワーカーなど)を必ず配置すべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ 質の高い救急隊員を育成し、事故後速やかに家族に連絡をするシステムを整備すべき。【犯罪被害者団体等】

(5) 高次脳機能障害者への支援の充実

- ・ 脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定し、治療と生活保障を万全にしてほしい。高次脳機能障害者の作業所や、高次脳機能障害者支援センター・グループホーム等の設立および運営への支援を拡大してほしい。また、治療法等の研究推進体制を構築してほしい。【犯罪被害者団体等】

(6) 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施

- ・ 寝たきりの被害者に対する専用の施設の整備【パブコメ】
- ・ 交通事故の被害者が症状固定の強要などされず、正確な(後遺症)診断に基づく適正な医療が受けられるように、行政指導が徹底される制度改善を進めてほしい(現状では、医療機関に外部からの不当な圧力などがあり、正確な検査や診断がされず症状固定が強要されたりして、完治まで十分な医療が受けられないという実例が相次いでいる。)。【犯罪被害者団体等】

(7) 思春期精神保健の専門家の養成

- ・ 骨子で使用する言葉の意味が重複しないか整理する必要がある。(7)では「思春期」とあり、後記(8)では「少年被害者」とあり、それぞれの言葉の意味の区別が明らかとなるような表現をするべきである。骨子は国民向けの文書であり、分かりやすい表現が求められる。この意味で、「思春期」とは何を意味するのか、「少年被害者」とは

何を意味するかを明確に記載すべきである。また、(7)中の「思春期精神保健」とは、主に15歳前後から20歳前後の未成年者を対象とする精神保健の意味に使用されている場合が多いので、この意味であろうが、明確に記載すべきである。【日弁連】

(8) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

- ・ 児童虐待に関して、児童精神科医の治療があまりにも遅れている。【犯罪被害者団体等】
- ・ 骨子で使用する言葉の意味が重複しないか整理する必要がある。前記(7)では「思春期」とあり、(8)では「少年被害者」とあり、それぞれの言葉の意味の区別が明らかとなるような表現をするべきである。また、児童精神科等専門家の養成といっても、医療法第70条第1項及び医療法施行令第5条の11においては、この分野に関して、「精神科」「小児科」が標ぼうできると定められている。犯罪被害者の多くは医学知識がない一般人であり、一般人からみて、児童精神科医による診察を受けるには、精神科に行けばいいのか、小児科に行けばいいのか判断に迷うこととなる。国は、「児童精神科」についての法令の整備を早急に実施する必要がある。さらに、骨子では、「児童精神科医」の養成とあるが、少年被害者の場合、小児科において治療を受ける場合が多い。少年の場合は、かかりつけ医師は小児科医である場合が多く、かかりつけ医師には相談しやすい。国は、精神科医と小児科医が連携して犯罪被害者支援に対応できるような環境を整備する必要がある。【日弁連】

(9) 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施

- ・ 性犯罪被害者の緊急避妊について、どの病院にいけば薬が手に入るのか、被害を受けてから数日以内でなければ効果がないという点について記述がないことに不安を覚える。【犯罪被害者団体等】
- ・ 医師における女性の割合を増やしてほしい。【犯罪被害者団体等】

(10) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

- ・ 医学教育の中でPTSDの教育が薄い。それを得意とする精神科医を養成してほしい。【犯罪被害者団体等】

(12) 犯罪被害者に係る司法についての精神医学に精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討

- ・ 被害を受けた子どもの心理状況が分かる専門家が警察や検察と連携し、1回で面

接を終わらせる司法面接のシステムを構築してほしい。【パブコメ】

- ・ チャイルド・ライフ・スペシャリストの養成が必要。【犯罪被害者団体等】

(13) 検察官等に対する研修の充実

- ・ 検察官において犯罪被害者支援のために精通する研修の実施においては、弁護士との協力関係を構築し、犯罪被害者支援に精通した弁護士を研修に招く等の措置を取るべきである。【日弁連】
- ・ 被害者に関わる弁護士及び裁判官も含めた警察や司法全体を対象にすべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ ロースクールや司法研修所など、法曹を育成する研修機関においては、犯罪被害者の人権及び犯罪被害者等基本法に基づく諸施策の内容を正規の科目として研修すべき。【犯罪被害者団体等】

(14) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

- ・ 法科大学院の必須履修科目に被害者支援を入れるとともに、司法修習にも被害者支援の実習を入れるべき。【パブコメ】
- ・ ロースクールや司法研修所など、法曹を育成する研修機関においては、犯罪被害者の人権及び犯罪被害者等基本法に基づく諸施策の内容を正規の科目として研修すべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ 大学の法学部授業において犯罪被害者に関する授業時間数を、加害者に関する授業時間数と同時間数にしてほしい。【犯罪被害者団体等】

(15) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

- ・ 虐待被害の子どもへの福祉サービスには、児童相談所職員の一層の増員が必要。【パブコメ】

(16) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

- ・ 少年被害者の場合、学校関係者が加害者である場合や学校という場で自己が犯罪被害者であることを知られたくない者もいる場合があることに十分留意すべきである。【日弁連】

(17) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

- ・ スクールカウンセラーに対し、法律の研修会を実施すべきであり、また、学校という場で自己が犯罪被害者であることを知られたくない者もいる場合があることに十分留意すべきである。【日弁連】

- ・ 学校でいじめで亡くなった遺族であるきょうだいに対するケアについても入れてほしい。【犯罪被害者団体等】

(18) 被害少年にかかる精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

- ・ 果たして警察の任務であるのかとの疑念が残るが、被害少年に対する支援が過度に警察主導とならぬよう留意する必要がある。【日弁連】

(19) 里親制度の充実

- ・ 臨床心理士など専門家との協力を維持しながら実施すべきである。【日弁連】

(20) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知

- ・ 臨床心理士など専門家との協力を維持しながら実施すべきである。【日弁連】

(22) 犯罪被害者等の受診情報の適正な取扱い

- ・ 現在でも医師から損害保険会社への被害者の同意書なしでの医療情報漏えいが全国で常態化し、払い渋りや治療打ち切り等の実態がある。厚生労働省は、適切な対応ではなく、実態調査のための医療機関への立ち入り検査をすべき。金融庁も損害保険会社への立ち入り検査・監督をすべき。【パブコメ】
- ・ 弁護士と協力して、医療スタッフに法律についての研修会を実施すべきである。【日弁連】

付き添い支援制度の導入や福祉等サービスの充実

- ・ 一定以上の傷害のある被害者に対する通院等の付き添い支援制度の導入【パブコメ】
- ・ 被害者の個々の要望に詳細に対応してくれるような医療・福祉サービスの実現【パブコメ】
- ・ 海外に在住した場合、現地で受けることのできる健康診断やカウンセリングが、帰国したために受けられない状況が生じる。このようなサービスを当該国に代わって行うことを検討すべき。【パブコメ】

被害家族に対するケア

- ・ 被害者本人だけでなく、家族の身体や心のケアもしっかりとしてほしい。【パブコメ】
- ・ 大切な家族を犯罪によって奪われた児童の心のダメージも重大な支援対象とすべき。【パブコメ】

PTSDの適正診断及び治療方法の確立

- ・ PTSDの適正診断及び治療方法の確立(抗うつ剤としての「パキシル(販売名)」(塩酸パロキセチン水和物)のPTSD治療薬への応用)【パブコメ】

被害者手帳の交付及び無料診断等

- ・ 原爆被災者のように、地下鉄サリン事件被害者にも「被害者手帳」を交付してほしい。【パブコメ】
- ・ アフターケア健康管理手帳を交付されたが、いろいろ制約があって利用できない。もっと自由に利用できる制度にしてほしい。【パブコメ】
- ・ 地下鉄サリン事件被害者に対して、年1回は無料で検診を実施してほしい。【パブコメ】

データに基づいた医療機関における対応の構築

- ・ 医療機関における犯罪被害者のデータをとって、医療機関における対応を進めてほしい。【犯罪被害者団体等】

救命救急体制の整備

- ・ 人身にかかわる交通事故が発生した場合の救命救急体制を万全にすること(1 医療活動のできる高規格の救急車(ドクターカー)および医療専用ヘリコプター(ドクターヘリ)を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。2 そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。)。【犯罪被害者団体等】

第6(5) 脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮

- ・ 脳死臓器移植の是非とは別に、犯罪によって脳死にされたもの、その家族の心情を把握してほしい。【犯罪被害者団体等】

2. 安全の確保(基本法第15条関係)

(1) 加害者に関する情報提供の拡充

ア

- ・ 加害者に関する情報の関係機関からの警察への提供は、既に実施されており、再被害の防止のために、このような措置が必要な事案があることは否定しないが、このような措置により、警察に加害者のプライバシーに関わる情報が集中することで、加害者のプライバシーを侵害されたり、加害者が警察などの監視下に置かれ、更生保護の趣旨に反する事態となる危険がある。そもそも行刑施設などが警察に対して、受刑終了者の帰住予定の住所に関する情報を提供することについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項で禁止されている「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供」することに該当する。したがって、同条第2項に定める禁止除外事由である「三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」との規定に鑑みれば、警察への情報提供は、加害者が新たな犯罪に及ぶことが予測されるような客観的状況がある場合に、警察による再被害の防止という行政目的を達するに必要な限度で行われるべきである。また、その際には、行政上の運用ではなく、法律の規定を整備すべきである。【日弁連】

イ

- ・ 被害者からの希望があった場合には、加害者の出所予定日と居住予定地、服役中の動向に関する情報のみでなく、刑期満了後、退院後の住所移動及び職場などを継続的に情報提供する制度を構築すべきである。骨子では、この点に関する被害者等への情報提供が曖昧となっている。例えば、情報提供は、仮出獄ないし自由刑執行終了時点に限られているようであり、継続的な情報提供が担保されない。【犯罪被害者団体等】 下線は当該意見に元々記されていたもの。
- ・ (1)加害者の出所情報の被害者への通知については、既に2001年3月に「被害者等に対する出所情報の通知制度」が設けられ、満期出所の予定時期(年月)と実際に釈放された後に釈放された年月日を通知することとされ、年間1000件をこえる通知件数がある。したがって、仮出所の場合の出所予定日は被害者には事前に通知されることはない。また、2001年10月からは、再被害防止のための出所情報通知制度が設けられ、検察官や警察から被害者に対して受刑者の釈放予定に関する通知を行う制度を導入しており、この場合は、再被害防止のために必要である場合は、仮出所の場合の出所予定日についても、事前に被害者に通知される場合がある。また、帰住先については、被害者等が転居その他加害者との接触回避等の措置をとることが特に必要な場合に、帰住先が被害者等の住居地と同一都道府県内の場合

は市区町村名(ただし、必要不可欠な場合は、町字名)まで、帰住先が異なる都道府県の場合は都道府県名までが通知されるという内容となっている。(2)帰住先については、受刑終了者のプライバシーに関する情報であり、行刑施設から一定の行政目的で情報の提供を受けた検察官や警察が、その保有する個人情報、他人に対して情報提供することは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項で禁止されている。同法第8条第2項に定める禁止除外事由と認められている「三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」との規定は公の機関に関するものと解されるので、犯罪被害者という個人への情報提供は、同例外規定の適用の余地もなく、現行の情報提供の運用は、その法的根拠に疑問がある。加害者が新たな犯罪に及ぶことが予測される客観的状況がある場合や被害者等が転居その他加害者との接触回避等の措置をとることが特に必要な場合など再被害の防止のために必要限度で、被害者への情報提供を容認するにしても、別の法律の規定を整備することが必要である。(3)加害者の収容先の情報は、犯罪被害者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起するために被告である加害者の住所を把握するなど、犯罪被害者がそれを知ることが必要な場合がある。そのような正当な目的の場合には、情報提供がなされることが可能となる措置が必要である。(4)骨子は「更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できる」よう検討するとするが、加害者の更生保護を主たる任務とされてきた保護司に、被害者保護の役割を兼務させることは、犯罪被害者にとっても信頼がおけないし、また保護司の本来の任務も曖昧にするおそれがあり、適当でない。民間人に依拠することなく、行政機関が責任をもって行える体制を整備すべきである。

【日弁連】

ウ

・ 法務省から情報提供されて警察庁が登録した再犯防止措置対象者は、居住状況を定期的に確認されるなど常時警察の監視下に置かれるとともに(定期的な確認は実際には生活安全課等に所属する末端の警察官が担当することが予想される)、多くの部署がその監視を担当し、所在不明になった場合には、全国の都道府県の警察本部長に、その者の情報の収集が指示されるなど、警察内部において、再犯防止措置対象者に関する情報が広く共有されることが予定されている。その結果、再犯防止措置対象者は、刑を受け終えた者であっても、登録が解除されるまでの間、警察による監視を受け続け、子ども対象・暴力的性犯罪その他の性犯罪が発生した

場合には、その犯人ではないかと疑われるなどの不利益を受け続け、その人権が侵害される危険がある。これは、刑を受け終えた者に対して新たな負担を課すものであり、このような不利益を甘受することを強制し、その人権を制約するには、明確な法律の根拠なくしては容認できないものである。また、警察により一方的に再犯防止措置対象者として登録された者からの不服申立手続も整備されていない。したがって、法律の根拠なくして、子ども対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして警察庁が登録する者を「再犯防止措置対象者」として監視する現在の運用については、容認できない。【日弁連】

(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア

- ・ 刑事訴訟法第299条の2で規定された、取調べ請求する証人の供述調書を閲覧させる場合において証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度の運用においては、検察官の意識の向上とともに、何よりも被害者が自らをサポートしてくれる弁護士を選任することを公的に援助する制度をつくり、その弁護士などからの検察官への働きかけにより、制度の利用が促進されることになるので、この点からも公的弁護士支援制度の創設には前向きに取り組むべきである。なお、現実の運用においては、検察官から開示された供述調書から被害者の住所の記載が抹消されていることもあり、弁護人が、示談すべき被害者の住所等が分からず、十分な弁護が行えないなどの事態も発生しているので、その運用についても改善すべき事項がある。【日弁連】

イ ← 氏名・住所等を絶対的に秘匿する制度 大久保構成員(秋以降の検討会に積み残している事項)

- ・ 被害者が希望する場合には、刑事裁判においても、被害者の氏名を匿名としたまま、手続を進行することができるようにすべきである。その場合、弁護人による証人尋問や被告人質問の場合にも、被害者の氏名を匿名として尋問や質問を行う必要がある。【犯罪被害者団体等】
- ・ 性犯罪の被害者名を、被疑者の弁護人に明らかにする場合に、被害者の同意を取るよう、運用の改善を行ってほしい。【パブコメ】
- ・ (1)公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度について

骨子は、犯罪被害者等に関する情報の保護として、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度の検討を行うと

している。性犯罪等の被害者について、そのプライバシー保護という観点から、そのような措置が必要な事案があり、その被害者の願いは切実である。他方、被告人は、公開裁判を受ける権利を有しており(憲法第37条第1項、第82条)、そのため検察官は起訴状を朗読することが義務づけられている(刑事訴訟法第291条第1項)。刑事裁判を公開する趣旨は、裁判を市民の監視下に置くことによって、密室裁判の危険性を排除し、公正な裁判を担保することにあるが、そのためには関係者の氏名は重要な要素である。そうだとすれば、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととする法制度を設けることは、被告人の前記権利を侵害する虞がある(なお、被害者の氏名等を朗読することが、直ちに「公の秩序又は善良の風俗を害する虞」(憲法第82条第2項)に結びつくとは考え難い)。現在は、裁判所の訴訟指揮権としてなされており、実務上支障が生じているとも思われず、従来どおり、被告人や弁護人の意見も聞いたうえで、裁判所の訴訟指揮により個別ケースに応じた運用として行うことが適切であり、これを一般化するための法的な制度整備については慎重な検討が必要である。

(2) 検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入について

既に規定のある刑事訴訟法第299条の2は、取調べ請求する証人の供述調書に記載された証人の住居等に関するものであるが、この提案は、被害者の氏名等に関するものである。しかし、どのような場合に被害者の氏名等が関係者に知られないようにすべきかについては、犯罪の罪種や犯罪類型によって定型的に判断することはできず、個別の事情によって判断すべきであるから、制度化することにはなじまないと考えられる。しかも、この制度は、実際には、検察官から弁護人に対して求められる可能性が高く、しかも、それが制度化されるとしたら違反した場合の制裁を設けることが予想される。既に、検察官から開示された証拠に関して、弁護人の管理及び使用について制裁として罰則が設けられており、これ以上、弁護人に対して制裁が設けられることになれば、弁護人の職務の遂行に対する不当な制約になるおそれがある。

よって、慎重な検討が必要である。【日弁連】

ウ

- ・ 住民基本台帳の閲覧のあり方の検討においては、犯罪被害者等のプライバシーの保護を最も重要な要素の一つとして位置づけるべきである。【日弁連】

エ

- ・ 週刊誌やマスコミに事実でないことを書かれることがあるのだから、新聞やニュース等で名前や写真を出す必要はない。【パブコム】
- ・ 犯罪被害者の特定につながる情報の公開、マスコミへの警察からの情報提供については、被害者が社会からの二次被害につながる危険がある。性的虐待の子ども

は社会から好奇の目でみられる。【犯罪被害者団体等】

- ・ 被害者の実名報道・匿名報道について、警察に教えたのは捜査のためであり、マスコミに公表するためではない。実名報道は目的外の使用であり、やめてほしい。【パブコメ】
- ・ 絶対匿名発表にしてほしい。【パブコメ】
- ・ マスコミ発表や記事などでは、個別具体的に適切な発表内容にし、必ず被害者の意思を確認し了解を得てから発表するよう周知徹底をお願いしたい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 犯罪被害者及び親族等のプライバシー・名誉の保護について、被害者らの情報は、その情報が真実か否かを問わず、原則として公表することを法律で禁止し、罰則規定を設けるべき。被害者らが、情報を公表することに合意した場合にのみ公表を可能とすべき。【パブコメ】
- ・ 少なくとも性犯罪被害者及び人身取引被害者については匿名発表を原則とすべきであり、氏名以外に被害者を特定しうる情報(年齢、国籍、住所等を含む。)も非開示とすべき。【パブコメ】
- ・ 警察が実名発表か、匿名発表かを決定するとの趣旨であるならば、反対する。【日弁連】
- ・ 警察による被害者の氏名の発表について、報道機関として警察による被害者氏名の発表は、実名を原則とすべきであると主張してきた。こうした観点から、「個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく」の部分の記述を「実名原則を踏まえつつ、適切な発表内容となるよう努めていく」と修正すべき。【パブコメ】

(3) 一時保護所の環境改善

- ・ 一時保護所において、犯罪被害者が医学的、心理的に援助を受けられるようにする必要がある。【日弁連】
- ・ 一時保護所の環境改善に関して、デートDVの被害者が保護される施設が必要。【犯罪被害者団体等】

(4) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討及び施策の実施

- ・ 犯罪被害ごとにその特殊性に応じた専門的な保護施設を設置し、医学的・心理的な援助、物的援助、法的援助、雇用・教育・訓練の機会の提供等その他必要な援助を行なうべき。【パブコメ】(再掲・第16条(2)ウ関係)
- ・ 加害者が逮捕されるまでの危険回避について、民間シェルターも考慮に入れてほしい。【犯罪被害者団体等】

(5) 警察における再被害防止措置の推進

- ・ 犯人の出所後、被害者の家族を守ってほしい。【パブコメ】
- ・ 警察による保護対策の対象は、暴力団等から危害を被るおそれのある者に限らず、継続的あるいは組織的に危害を受けるおそれのある者や、被害者の保護支援を行う公私の団体・施設・個人も含むとすべき。【パブコメ】
- ・ 警察が被害者に対して「再被害防止対象者」に一方的に指定して、その者に対する日常的な監視を行うことは、被害者のプライバシーを侵害する人権制約なので、被害者の要請に基づいて実施されることが大前提である。【日弁連】

(6) 警察における保護対策の推進

- ・ 暴力団から危害を受けるおそれのある者の指定についての手続の透明性の確保が重要である。なお、警察が、被害者に対して「再被害防止対象者」に一方的に指定して、その者に対する日常的な監視を行うことは、被害者のプライバシーを侵害する人権制約なので、被害者の要請に基づいて実施されることが大前提である。【日弁連】

(7) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

イ

- ・ イのうち、「警察と学校等関係機関の通報連絡体制」及び「加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実」に関しては、次のような問題がある。

(1) 「警察と学校等関係機関の通報連絡体制」とは、「学校警察連絡会学校警察連絡協議会」、「少年サポートチーム」、「少年サポートネットワーク」、あるいは昨年12月に警察庁「少年非行防止法制に関する研究会」が発表した「少年非行防止法制の在り方について(提言)」において提言されている「地域少年非行防止協議会」などを指すと思われる。これらの体制では、特定非行少年や家族に関する情報の共有が現に行われ、あるいは想定(提言の場合)されている。被害者施策にこの体制を用いるということは、特定被害少年や家族に関する情報の共有も行われるということの意味する。しかし、ここで体制を構成している教育、福祉、警察等の各機関は、各々少年との関わり方について独自の理念に基づいて活動しており、その独自の理念の中で少年も自己の情報を開示するのである。たとえば、被害少年が学校の教師との信頼関係に基づいて打ち明けた被害情報が、被害少年の知らないうちに警察に連絡されたとなれば、教師との信頼関係が損なわれるおそれがあるし、逆に被害少年の承諾なくして情報が伝達されるおそれがあると知れば、安心して教師に打ち明けることもできなくなる。ことに少年事件の場合、自分より上の立場にある少年に恐喝されて、やむなく自分より下の立場にある少年を恐喝するといった例に見られるように、犯罪被害と自己の非行とが密接に結びついている場合も多い。被害情報を打ち明

けた結果、逆に非行少年として検挙されるような事態が起きれば、なおさらその信頼関係破壊は著しいと言わなければならない。

(2) 現存する「少年サポートチーム」や「少年サポートネットワーク」の大部分は、事務局を警察に設置しており、その目的は非行対策ないしは非行防止にあるから、ここで「再被害防止」と言っているのは、主として加害少年を補導したり逮捕したりすることを意味すると考えられる。加害少年の情報についても、安易な伝達が構成機関と少年との信頼関係を損なうことは被害少年と同じであるが、さらに、例えば警察から高校への連絡により少年が退学処分されるなど、少年の立ち直りを阻害する例も見られる。したがって、自傷他害の虞れがある場合等少年の保護の要請が強い場合を除き、安易な情報の共有はすべきでない。

(3) 再被害防止のために「加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実」が強調されているが、これが、当該被害者に対する加害行為について、既に加害少年が家庭裁判所の処分等を受けた後にも、再度被害者に対して加害行為に及ばないように加害少年本人や保護者を指導するという意味であるとすれば、問題である。警察がこれを行うことは、再被害防止の名の下に警察が非行歴ある少年を、非行歴があるという理由のみで監視したり指導したりする権限を持つことにつながりかねず、警察の権限を不当に拡大するとともに少年の立ち直りを阻害するおそれがあるからである。保護者への指導に至っては、家庭裁判所ですら、少年法第25条の2の新設(1999年)により、はじめて保護者に対する指導等の措置をする権限を法定されたのであって、警察にその権限はない。また、学校が加害少年の立ち直りのために加害少年を教育・指導すべきは当然であるが、学校と言えども直接保護者を『指導』する権限はない。学校は、一方的な価値観に基づいて保護者を『指導』するのではなく、加害少年の立ち直りに向けて、保護者と協力しあい、保護者が抱えている問題について支援の手を差し伸べるべきである。【日弁連】

(8) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

- ・ 警察において、子どもの目撃や被害者としての証拠を確保したいという枠からではなく、「ケア」を考えて事情を聞いてほしい。子どもの被虐待の特性や配慮のできる専門家(心理士や医師)の配置を検討してほしい。【パブコメ】
- ・ 児童虐待事例に対して警察が積極的に関与(捜査)するような体制を整備してほしい。【パブコメ】
- ・ 当連合会は、2003年5月30日、児童虐待防止法制における子どもの人権保障と法的介入に関する意見書「児童虐待防止法等の見直しにあたって」を公表した。その内容は、子どもの人権の保障の重要性の再確認、児童相談所の権限の整備拡充と司法関与の整備、親への働きかけのための柔軟な親権制限制度の導入と司法関与の整備となっている。具体的には、児童虐待防止法第6条の「児童虐待を受けた児童」を「児童虐待を受けているおそれのある児童」に改めること、誤認通告の場合の免責規定を新設すること、法律を改正して裁判所の許可を持って解錠を含む強制

力を持って立ち入りを許可する制度を設けるべきであること等の提言である。2004年4月14日の児童虐待防止法改正で、この意見書の影響で、児童虐待防止法第6条が「児童虐待を受けたと思われる」と改正がなされる等の措置があったが、この意見書の趣旨全部が生かされていない。当連合会の意見書に合致する法令の整備が急がれる。【日弁連】

- ・ 児童虐待防止のため、当事者意識の薄い親と子に対する治療を法的な大きな枠組みの中に位置づけてほしい。また、その治療に当たる専門家の養成が急務である。【犯罪被害者団体等】
- ・ 児童虐待を行う親に対する治療が必要。【犯罪被害者団体等】
- ・ 虐待鑑定医の虐待応答プログラムが、より組織化され、有能な人材が確保されることによって、虐待問題に効果をあげるべき。【パブコメ】

(10) 児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための医療施設における取組の促進

- ・ DV防止法よりも踏み込んだ内容とし、医療機関に「通報」の義務を課すべき。【犯罪被害者団体等】

(11) 再被害の防止に資する教育の実施等

- ・ 矯正施設における「被害者の視点を取り入れた教育」には、更生保護の環境調整や被害者調査の内容の充実と連携し、個別事例に即したものとなるようにされたい。【パブコメ】
- ・ 矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」は、現在までのところ、一般的な犯罪被害者の実情や心情について学ばせたり、ロールレタリングなどを通じて、加害者に自分が被害を与えた被害者の心情等を想像させたりするに止まっており、特定の加害者とその者が被害を与えた特定の被害者との接点を持たせるには至っていない。しかし、個々の加害者の反省の度合いが一定程度高まっており、被害者本人にも加害者との接点を持つニーズがある場合には、欧米で広く実施されている修復的司法を取り入れるなどして、加害者が被害者に手紙を書く、被害者からの手紙を加害者に読ませる、十分な準備のもとに加害者と被害者の関係調整をはかる等、加害者に対して、より一層被害の実情や被害者の心情を直視させる教育がなされるべきである。当連合会は、2000年3月に公表した意見書「少年事件被害者の少年事件手続への関与等に対する規定」の中で、「被害者と少年及びそれぞれの親族等の協議を通じ、被害者が当該非行による被害を回復し、少年の被害者に対する自覚を深める」ことを目的とする『少年事件協議』の構想を提案しており、これに適合する事案においては、少年矯正施設のみならず、家庭裁判所の試験観察中、保護観察中など、あらゆる少年

事件手続の中でこのような協議が行われるべきである。【日弁連】

民事裁判における訴状への仮住所記載制度の導入

- ・ 民事裁判を起こすとき、訴状に仮の住所を記載すればよいという制度の導入【パブコメ】
- ・ 被害者が加害者に対して住所を知られることを好まない場合に、被害者の民事訴訟上の住所を、警察署、市役所、日本司法支援センター等の公的な機関とすることを認めるべき。【犯罪被害者団体等】

虐待鑑定医制度の導入

- ・ 児童虐待早期発見への取組として、現在一部の自治体で行われている「虐待鑑定医」を制度化すべき。この虐待鑑定医は、検視ではなく、言葉で表現することの難しい児童への虐待に関しての確実な証拠を得る意味で必要。【パブコメ】

通告義務に係る罰則の必要性

- ・ 児童虐待通告義務に関して、罰則の必要性を検討すべき。【パブコメ】

児童虐待防止法の運用の充実

- ・ 親からの執拗な引き取り請求などに対して、面談禁止の仮処分などの運用を認める必要がある。【犯罪被害者団体等】
- ・ 児童虐待防止法を改正し、親や近親者による児童の性的虐待を告訴なしで処罰できる特別規定を設けることを検討すべき。【パブコメ】

性犯罪防止のための取組

- ・ 車両による性犯罪を防止するため、チャイルドロックを禁止してほしい。【パブコメ】
- ・ 外から車内が見えないようにするスモークガラスを全面的に禁止してほしい。【パブコメ】
- ・ 強姦教唆的ポルノグラフィティーを規制してほしい。【パブコメ】
- ・ 睡眠薬入手の容易性を改善してほしい。【パブコメ】

交通事故防止のための取組

- ・ 飲酒の違反者には「インターロック」(アルコールを検知すると発進できない装置)装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。【犯罪被害者団体等】

3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(基本法第19条関係)

(1) 職員等に対する研修の充実等

- ・ 担当職員の違いにより、被害者への対応にムラがあったり、対応に不備がないよう、その職務内容のスタンダードは厳守されるべき。【パブコメ】
- ・ 弁護士や担当者にあおられて、失意・故意の判断をしてしまわないよう、じっくりと時間をかけて取り組むことができるように、関係者の理解と周知を求めたい。【パブコメ】
- ・ 関係者にはまず死亡告知から専門的トレーニングを施すべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ 捜査機関である警察・検察と犯罪被害者等・遺族・家族との相互の信頼と対話関係を、事件・事故内容の大小に関わらずに構築する工夫を具体的にあげ、盛り込んでほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 職員等に対する研修項目として、少なくとも「人身取引」「性犯罪」「DV」による被害を加えるべき。【パブコメ】
- ・ 女性への暴力がこういった仕組みで起きているのか、実態を踏まえた研修を裁判官、家裁調査官、調停員、検察官、弁護士、警察官、行政機関等を実施すべき。【パブコメ】
- ・ 警察・検察・裁判所は権力で、頭ごなしに犯罪被害者等・遺族・家族らが真相究明のために熱心に捜査し集めた証拠類の書類等を必要ないかのように無視しないでほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 警察・検察・裁判所は常に自分たちの昼間の職務時間帯に犯罪被害者等・遺族・家族である会社員を、有無を言わず勤務を抜け、あるいは有休を取り、来所させようとする。その一方的な姿勢を改めるよう考慮すべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ 警察官・検察官・裁判官に、科学的基礎知識の学習機会を設け、民間鑑定人の未熟な間違いを見抜く力量をつけてほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 警察・検察・裁判所のどこにおいても、組織的な機能を優先し、被害者に理解を示そうとせず、市民を見下げている対応だった。基本的な心構えについて徹底させるとともに、対応一つ一つを被害者や家族の立場に立って行ってほしい。【パブコメ】
- ・ 医療関係者・警察関係者・司法関係者・報道関係者に対する被害者に関する研修を充実すべき。【パブコメ】
- ・ 医療関係者・警察関係者・司法関係者・報道関係者に対する研修を日本司法支援センターが請け負い、日本司法支援センターに人を派遣する形で研修を実施すべき。【パブコメ】

- ・ 警察官において、被害者の話を実際に聞く時間を1年に数回実施してほしい。
【パブコメ】
- ・ 警察官の研修において、必ず犯罪被害者遺族(交通死遺族を含む)から直接声を聴く機会を設けることが不可欠。【犯罪被害者団体等】
- ・ 性犯罪において、捜査機関が告訴受理等を渋らないよう、運用を改善してほしい(教育を徹底してほしい。)。【パブコメ】
- ・ 民生委員に対して、「犯罪被害者等への適正な対応を確実にするための指導を実施していく」とあるが、具体的に何を実施するのか明確にすべき。【パブコメ】
- ・ 第一に、職員に対する研修の充実については、国や地方自治体の人事システムまでを含む大胆な犯罪被害者支援システムの構築が必要である。現在の地方自治体の人事では、法学部や経済学部を卒業した人が職員として採用され、税務、総務、福祉など様々は分野に配置される。税務職員として勤務していた職員が福祉職員として勤務することとなり、犯罪被害者の心理について、まったく把握していない状態で福祉職員として犯罪被害者と接することとなる。これが、犯罪被害者に対する二次被害を発生させる。地方自治体では、福祉専門職としての採用を増加させる必要がある。検察庁においても、福祉専門職を設置し、福祉、心理関係の大学を卒業した専門職を採用すべきである。検察庁でも、検事が全国の犯罪被害者支援団体における研修を受けることができる制度を設けるべきである。厚生労働省は、1996年から対策を実施しているが、これは、1995年の阪神淡路大震災を受けて災害被災者支援として行っているものである。これによる研修は災害被災者支援を目的としており、犯罪被害者支援に対応しているか、検討されるべきである。

第二に、警察における研修、検察官・検察事務官に対する研修については言及されているが、裁判官に対する研修も必要であると思われる。特に、女性や児童が被害者となる犯罪(性犯罪、DV、児童虐待等)に関しては、犯罪被害者に対する理解が不十分と思われる裁判官が少なくない。

第三に、職員等に対する研修項目として、「性犯罪被害」及び「DV」を加えるべきである。犯罪被害者支援の中でも、性犯罪被害者への支援、DV被害者への支援については、二次被害の防止等の見地から特別な配慮が必要な点も多い。したがって、一般的な犯罪被害者支援等の研修に加えて「性犯罪被害」「DV」についての研修を実施することを明示すべきである。

第四に、犯罪被害者一般に関する研修のみならず、児童・少年である被害者に特有の問題を特化して研修すべきである。ことに性的搾取・性的虐待の被害児童・少年については、被虐待者としての心的外傷があることを理解されないまま捜査の対象とされ、トラウマによって記憶の隠蔽、混乱があることに理解を得られないまま、供述の一貫性のなさを追及されるなどして二次被害を受けている実情にあるこ

とが、十分研修されなければならない(2003 年 5 月日弁連「子どもの権利条約に基づく第 2 回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」)。

第五に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」の被害者、ことに買春の相手方となった子どもは、大人の性的搾取の被害者であるにもかかわらず、売春防止法第 5 条を適用され、犯罪者として扱われる例があつとを絶たない。研修においては、別の理由から、被害児童の保護のために、く犯少年として扱う必要がある場合を除き、買春の被害者を非行少年として扱ってはならないことが周知徹底されるべきである(2003 年 2 月 21 日付日弁連「『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』見直しに関する意見書」。【日弁連】

(2) 女性警察官等の配置

- ・ 性犯罪やストーカー犯罪等パワーハラスメントが背景にある場合は、男性警察官より女性警察官の方が被害者にとっては話しやすいので、早急に改善してほしい。【パブコメ】
- ・ 性犯罪において、捜査機関が告訴受理等を渋らないよう、運用の改善を行ってほしい。【パブコメ】
- ・ 女性警察官といっても、研修を受けていない場合、犯罪被害者に対し二次被害を発生させる可能性がある。犯罪被害者支援には、専門的な研修を受けた女性警察官を配置すべきである。【日弁連】

(3) ビデオリンク等の措置の適正な運用

- ・ ビデオリンク方式による証人尋問や証人の遮蔽措置の運用については、被害者側からは、「本来必要な事件に遮蔽等の措置が取られずに、被害者が証言する際に、被害者が被告人から暴行を受ける事件も発生している。」との声もあるが、他方、証人の遮蔽やビデオリンク方式による証人尋問が、被告人、弁護人の異議にも関わらず、かなり広く行われているという実態がある。証人として出廷することを求められる被害者としては幅広く適用を求めることは当然であるし、他方、防御権を主張する被告人、弁護人としては、その無制限な利用については防御権の侵害を受けていると考えて、その適用が広範にならないことを求めており、ここには利益の衝突がある。刑事訴訟法第 157 条の 3 は「裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前(次条第 1 項に規定する方法による場合を含む。)において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるとき」に証人の遮蔽措置をとることを認めており、ビデオリンク方式による尋問を

定めた第157条の4は、性犯罪被害者などのほか、「前2号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者」についてもビデオリンク方式による尋問を認めている。遮蔽やビデオリンクの適用の有無は、この「圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれ」の解釈の問題であるところ、ビデオリンク方式による証人尋問等は被告人の防御権や弁護人の弁護権を制限する措置であるので、その措置が無用に拡大することのないように配慮すべきである。【日弁連】

- ・ 下記のとおり修正すべき。

法務省において、公判を通じた犯罪被害者等の安全確保の重大性に鑑み、犯罪被害者等の選択により、証人への付添い、証人遮へい措置、ビデオリンク方式等の措置を求めることは、犯罪被害者等の権利であることを前提に、その範囲を限定すべき場合について具体的な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。裁判所におけるビデオリンク装置の配備の進展等を踏まえ、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていく。【犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志一同】 下線は当該意見に元々記されていたもの。

(4) 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入

- ・ 民事訴訟でのビデオリンクも検討するのが妥当である。なお、民事訴訟では、当事者の氏名は裁判所に掲示されるが、これは、性犯罪の被害者を保護することとはならない。被害者保護のための法令整備の検討が望まれる。【日弁連】

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

- ・ 全国各地の警察に、これらの施設が存在するのかと検証する必要がある。【日弁連】

(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

- ・ 専用待合室の設置は当然である。なお、検察庁での事情聴取では、被告人の座る座席も、被害者の座る座席も同じである。これは別の座席とする配慮も必要である。【日弁連】

学校における事件等に対する取組

- ・ 学校・教育庁が学校内で起きる事件・事故について隠蔽する体質を放置することなく、真剣にガラス張り化に向け取り組んでほしい。【犯罪被害者団体等】

裁判出廷理由の勤務先への送付

- ・ 長期化する刑事裁判においては、犯罪被害者等・遺族・家族の勤務先へ提出するための理由を裁判所において文書化し、発行してほしい。【犯罪被害者団体等】

第6(3) 交通事故に関する講義の充実

- ・ 交通事件は副検事が担当する場合が多く、被害者遺族への侮辱的な態度などトラブルも多い現状がある。少なくとも死亡および重症事件は正検事にさせるべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ 検察官の教育も必要であるが、副検事制度の見直しを望む。交通事件は大半を副検事が担当しているが、これは交通事件を「軽微な事件」としているからであり、死亡・重度障害の交通事件を「軽微な事件」として扱わないでほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 交通部の副検事のやる気のなさには、今でも憤りを隠せない。検察官(検事・副検事)が基本法の主旨をよく理解し、被害者の心情を汲み取れるような研修教育とその徹底を求める。【パプコメ】
- ・ 担当副検事の当たり外れをなくすよう、もっとプロ意識を持つ教育をしてほしい。【パプコメ】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)

犯罪被害者等のための根本的な施策

- ・ 犯罪被害者等のための根本的な施策として、具体的施策の冒頭部分に、下記施策を明記すべきである。

刑事手続の全ての場面において犯罪被害者等の権利が保障されなければならないことを前提として、刑事訴訟法、少年法等の刑事手続に関する法令において、その目的規定に犯罪被害者等の権利保障を盛り込むこととし、所要の改正を行う。【犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志一同】

(1) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運営への協力

- ・ 検察審査会において、起訴相当が2回出ればというのでは、実行力がない。起訴相当が1回で起訴する、出来れば、不起訴不当でも起訴する方向で実現すべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ 検察審査会の議事録を開示すべき。【犯罪被害者団体等】

(2) 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施

- ・ 検事の横に座り、新たな証拠を提示したり、加害者に質問や意見を直接陳述出来る公訴参加制度の導入【パブコメ】
- ・ 直接関与の具体的な方法として、公判期日の決定の際に被害者の意見を聞くこと、被告人・証人・鑑定人等に対する被害者の質問権、反論権を認めること、被害者に証拠提出権を認めること、被害者に論告求刑権を認めること、被害者の上訴権を認めること、の実現【犯罪被害者団体等】
- ・ 刑事裁判における遺族の証人尋問の実現(現状では、遺族の証言はレアなケースだけである。事件の真相解明のためにも、遺族は有効な証言が出来る。遺族の心的救済、加害者の更生のためにも遺族が求めれば、原則として実現してほしい。)【犯罪被害者団体等】
- ・ 感情的な裁判にならないような配慮が必要。【パブコメ】
- ・ 誰でも参加する必要があるかどうか疑問に思う。被害者にも問題のある人がおり、法廷を乱すことも考えられるので、慎重に議論されたい。【パブコメ】

- ・ 刑事手続参加に対するニーズ・期待が被害者側にあることは事実であろうが、それが果たして真の被害者救済・回復に資することができるのか、また、資するためにはどのような形態・方法をとるべきか、さらに研究を進める必要がある。【パブコメ】
- ・ 犯罪被害者等が刑事手続に直接関与することのできる制度を2年で検討することだが、犯罪被害者等の中の多数が直接関与を求めているわけではなく、公判進行の遅れや裁判員への悪影響等が懸念されるため、刑事手続に犯罪被害者等が正当に関与するための検討は慎重に行うべき。【パブコメ】
- ・ 刑事裁判の判決に納得がいかない場合は、被害者も加害者と同じように控訴できる制度を作してほしい。【パブコメ】
- ・ **刑事裁判における控訴に際しての被害者への意見聴取の実施【犯罪被害者団体等】**
 - ・ (1) 検察官の訴追及び訴訟活動について、被害者等が十分な情報を得る機会を確保し、また、これらに被害者等の意見が適切に反映されることを可能とする手続として、被害者等の検察官に対する質問及び意見表明制度を新設すべきである。また、被害者等が、この制度による質問ないし意見表明を的確に行うための手続として、公判前に、必要な証拠を閲覧等できる制度を導入すべきである。(2) 被害者等が、当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事訴訟手続に参加し、訴訟行為(証拠調請求、証人尋問、被告人質問、事実関係を含む意見陳述、求刑、上訴など)を行う制度は、導入すべきではない。【日弁連】
 - ・ 下記のとおり修正すべき。

法務省において、犯罪被害者等にとって、刑事裁判手続に直接関与することは、その尊厳に基づく権利であることを前提に、公訴参加制度を新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【犯罪被害者等の権利を守る弁護士有志一同】 下線は当該意見に元々記されていたもの。

(3) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討と施策の実施

- ・ 当連合会は、検察官の訴追及び訴訟活動について、被害者等が十分な情報を得る機会を確保し、また、これらに被害者等の意見が適切に反映されることを可能とする手続として、被害者等の検察官に対する質問及び意見表明制度の新設を提案しているところ、その制度の実効性確保の視点からも、公判記録の閲覧謄写の範囲の拡充は必要である。ただし、被告人その他関係者のプライバシーが不当に侵害されることのないようにするとともに、被告人の防御権や弁護人の弁護権が不当に侵害されることがないように検討されるべきである。【日弁連】

(4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施

- ・ 犯罪被害者等の傍聴の機会が確保されたとしても、法廷において検察官が朗読・告知する内容について書面が交付されていなければ、現実的には訴訟の進行状況を把握することは困難である。この点については、公判記録の閲覧・謄写の範囲が拡大されれば解決可能とも思われる。しかし、刑事裁判の内容について知ることを希望する犯罪被害者等にとっては、検察官が法廷において主張する内容を正確に知りたいという希望も強く、その一つの手法として、冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付を、後日ではなく、検察官の訴訟行為と同じ時に配布を受けることは必要にして十分な援助となる。また、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大については、関係者のプライバシーの保護等、実現に当たって検討すべき課題も少なくないが、冒頭陳述等の内容を記載した書面については、現在も関係者のプライバシーを害しない範囲で報道機関等に対して交付が行われている状況にあり、これを犯罪被害者等に対しても拡大することは必ずしも困難ではない。冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付は、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大に先んじて実現されるべき施策である。【日弁連】

(5) 犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実

イ

- ・ 公判期日の設定の際、犯罪被害者等・遺族・家族の都合を裁判所・検察・被告弁護人と同等に配慮してほしい。【犯罪被害者団体等】

(7) 公費による弁護士選任の是非に関する検討

- ・ 事件発生直後から弁護士を依頼できるように、被害者にも国選弁護人を付けてほしい。【パプコメ】
- ・ 加害者の人権を擁護してきた弁護士に被害者支援ができるのか。公費による弁護士選任には反対。【パプコメ】

(8) 日本司法支援センターによる支援

- ・ 国は、総合法律支援法の改正ないし、司法支援センターとの委託契約締結により、法律支援を受ける者の範囲を拡大すべき。【パプコメ】
- ・ 日本司法支援センターによる支援については、現行の支援制度の存続及びその拡充について、総合法律支援法の改正を含め、さらに検討する必要がある。【日弁連】

(9) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

- ・ 少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度については、2000年の少年法改正により、少年事件の被害者は「記録の閲覧謄写」ができるようになり(法第5条の2)、「意見の聴取」を受けられるようになり(法第9条の2)、処分結果の通知を受けられるようになった(法第31条の2)。しかし、被害者が少年事件手続きの進行状況を知らなければ、これらの制度を利用する機会を逸するおそれがある。基本法第18条の定める「刑事に関する手続の進捗状況に関する情報の提供」の具体化として、被害者の請求により、被疑少年の送致先検察庁及び送致年月日、被疑少年の送致先家庭裁判所及び送致年月日を被害者に通知する制度が法定されるべきである。【日弁連】

(10) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

- ・ 中学生以上は刑事罰の対象になる、という制度にしてほしい。なおかつ、重大犯罪は原則逆送とすること。【犯罪被害者団体等】
- ・ 少年審判事件に被害者が傍聴(参加)できるようにしてほしい。【パブコメ】
- ・ 少年審判の傍聴の可否については、被害者一般の傍聴を認めることは、少年審判の非公開原則に反し少年法の理念を損なうおそれがあるから反対する。犯罪被害者等に対して少年審判の傍聴を認めた場合、少年や保護者等としては、犯罪被害者等の目を気にせざるを得ないことから、プライバシーに関わる事項について口を閉ざしてしまい、適正な処分を決定するにあたって必要な情報が入手できなくなる可能性があるし、非行少年が自己の犯した非行について心を開いて供述することも困難となる。このように、犯罪被害者等に少年審判の傍聴を認めた場合、少年審判のあり方を変容させ、少年法の目的に反する結果となりかねない。ただし、少年審判規則第29条は、「裁判長は、審判の席に、少年の親族、教員その他相当と認める者の在席を許すことができる」と定めており、裁判官が少年の更生に必要と認めた場合は、被害者の在席を認め、その意見を求めることができると解し得る。この趣旨を、法ないし規則で明確にすることは検討されてよい。この場合、少年に付添人が選任されていることが不可欠である。【日弁連】

(11) 刑事・民事の手続に関する情報提供の充実

- ・ パンフレットがどのように配布されているのか、現状をよく調査してほしい。【パブコメ】
- ・ 外国語による情報提供も実施すべき。【パブコメ】

(12) 捜査に関する適切な情報提供

- ・ 被害者等が警察及び検察に対して、加害者情報も含めた捜査の進展状況に関する情報の提供を権利として求めることができる制度を創設するとともに、実況見分調書、検証調書、鑑定書などの客観的証拠、被害者等及び目撃者の供述調書などの証拠について、閲覧謄写を認める制度を創設すべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ 大多数の交通事故の損害賠償交渉は、「示談」により解決している。捜査情報の名のもとに、被害者や遺族には警察情報は全くもたらされていない。しかし、損保業界は何らかの手段によって、その情報を入手しており、不公平である。捜査段階での情報開示を求める。【犯罪被害者団体等】
- ・ 被害者等当事者の求めに応じ、警察が作成する交通事故調書を送検以前の捜査段階の早期に開示できる制度を実現してほしい(鑑定を実施している場合には、鑑定報告書等も含む。)。【パブコメ】
- ・ 検察庁及び裁判所において、弁護士だけでなく、被害者本人においても、全国一律の低価格による、捜査記録や供述調書も含めた公判前からの完全な早期公開と閲覧・謄写を実現してほしい。【パブコメ】
- ・ 事故が起これば逐次事故調書の開示をし、いつでも被害者が意見を述べることができるようにすべき。【パブコメ】
- ・ 被害者に一番必要なのは、きちんと捜査して、その刑事記録が開示されて、納得すること。【パブコメ】
- ・ 正当・適切・公正に事故情報・捜査情報が開示されるべき。【パブコメ】
- ・ 所管警察署長や担当刑事は、犯罪被害者等に対して証拠を示し、説明すること。【パブコメ】
- ・ 死亡事件及び死亡事故が起きた場合、警察署長が報道機関へ発表すること。【パブコメ】
- ・ 捜査が長期化する場合、一定の期間毎に進捗状況を報告する制度の創設【犯罪被害者団体等】
- ・ 未解決事件について、所轄署内にその事件専属の人(例えば被害者連絡担当係、警視以上)を置くような仕組みがほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 未解決事件について、情報提供を呼びかけるビラ等がある場合、全国の警察や駐在所、公共機関に掲示する仕組みが必要。【犯罪被害者団体等】
- ・ 増加する重要犯罪を解決していくためには、まず犯罪そのものの認知度をあげることが重要である。インターネットで検索できるようにしてほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 未解決事件について、情報提供に関する全国共通の専用ダイヤルを設け、情報の一元化が必要。【犯罪被害者団体等】

- ・ 一定期間未解決ならば自動的に全国規模で捜査される仕組みを制度化すべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ 未解決事件の事例を全国的に収集し、検討を行う組織を構築してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 未解決事件に対する懸賞金設定における警察の協力の在り方を改善してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 未解決事件について、捜査の手法・体制を知りたい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 被害者連絡通知制度について、被害者から問い合わせれば回答するというスタンスではなく、警察から積極的に被害者及び遺族に連絡する体制(専門の窓口を所轄の警察署内に設置する)を構築してほしい。【パブコメ】
- ・ 外国語による情報提供も実施すべき。【パブコメ】
- ・ 犯罪被害者等のなかには、捜査段階において適切な情報提供が行われなかったことに対して不満を有する者も少なくない。犯罪被害者等の捜査機関に対する信頼を維持するためにも、犯罪被害者等が捜査過程において過度の疎外感を抱くことのないよう、捜査への支障が生じない範囲で弾力的に情報を提供できるよう努めるべきである。【日弁連】

(13) 不起訴事案に関する適切な情報提供

- ・ 不起訴記録の被害者への開示(不起訴理由の説明も含む。)【パブコメ】
- ・ 不起訴にするには、事前に被害者の意見を聴取してほしい。【パブコメ】
- ・ 不起訴通知連絡を時効寸前まで滞らせないこと。【パブコメ】
- ・ 不起訴通知を長期休暇(盆、年末年始)直前に被害者等へ通知しないこと。【パブコメ】
- ・ 不起訴記録の弾力的開示について、立法化は困難な側面があるものの、その開示の基準については公開されるべきである。不起訴処分内容及び理由について、検察官が、事前・事後に十分な説明を行うべきことは当然である。当連合会がさき示した見解は、公判請求後の事案に関するものであるが、不起訴事案についても、検察官の活動について、被害者等が十分な情報を得る機会を確保し、また、これらに被害者等の意見が適切に反映されることを可能とする手続として、捜査段階で、被害者等の検察官に対する質問及び意見表明制度を新設することも検討すべきである。【日弁連】

(14) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

- ・ 加害者に関する情報の関係機関からの警察への提供は、既に実施されており、再被害の防止のために、このような措置が必要な事案があることは否定しないが、こ

のような措置により、警察に加害者のプライバシーに関わる情報が集中することで、加害者のプライバシーを侵害されたり、加害者が警察などの監視下に置かれ、更生保護の趣旨に反する事態となる危険がある。そもそも行刑施設などが警察に対して、受刑終了者の帰住予定の住所に関する情報を提供することについては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第1項で禁止されている「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供」することに該当する。したがって、同条第2項に定める禁止除外事由である「三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」との規定に鑑みれば、警察への情報提供は、加害者が新たな犯罪に及ぶことが予測されるような客観的状況がある場合に、警察による再被害の防止という行政目的を達するに必要な限度で行われるべきである。また、その際には、行政上の運用ではなく、法律の規定を整備すべきである。【日弁連】

(15) 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充

- ・ 加害者がどのように矯正教育を受け、どのような状態で社会へ出てくるかは、被害者にとって非常に重要なことなので、それを知ること及び意見を述べる機会が必要。
【犯罪被害者団体等】
- ・ 加害者の服役、更生状況の情報提供、及び面会参観可能な制度の導入【犯罪被害者団体等】
- ・ (1)加害者の出所情報の被害者への通知については、既に2001年3月に「被害者等に対する出所情報の通知制度」が設けられ、満期出所の予定時期(年月)と実際に釈放された後に釈放された年月日を通知することとされ、年間1000件をこえる通知件数がある。したがって、仮出所の場合の出所予定日は被害者には事前に通知されることはない。また2001年10月からは、再被害防止のための出所情報通知制度が設けられ、検察官や警察から被害者に対して受刑者の釈放予定に関する通知を行う制度を導入しており、この場合は、再被害防止のために必要である場合は、仮出所の場合の出所予定日についても、事前に被害者に通知される場合がある。また、帰住先については、被害者等が転居その他加害者との接触回避等の措置をとることが特に必要な場合に、帰住先が被害者等の住居地と同一都道府県内の場合は市区町村名(ただし、必要不可欠な場合は、町字名)まで、帰住先が異なる都道府県の場合は都道府県名までが通知されるという内容となっている。
- ・ (2)帰住先については、受刑終了者のプライバシーに関する情報であり、行刑施

設から一定の行政目的で情報の提供を受けた検察官や警察が、その保有する個人情報、他人に対して情報提供することは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条1項で禁止されている。同法第8条第2項に定める禁止除外事由と認められている「三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」との規定は公の機関に関するものと解されるので、犯罪被害者という個人への情報提供は、同例外規定の適用の余地もなく、現行の情報提供の運用は、その法的根拠に疑問がある。加害者が新たな犯罪に及ぶことが予測される客観的状況がある場合や被害者等が転居その他加害者との接触回避等の措置をとることが特に必要な場合など再被害の防止のために必要な限度で、被害者への情報提供を容認するにしても、別の法律の規定を整備することが必要である。

(3) 加害者の収容先の情報は、犯罪被害者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起するために被告である加害者の住所を把握するなど、犯罪被害者がそれを知ることが必要な場合がある。そのような正当な目的の場合には、情報提供がなされることが可能となる措置が必要である。

(4) 骨子は「更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できる」よう検討するとするが、加害者の更生保護を主たる任務とされてきた保護司に、被害者保護の役割を兼務させることは、犯罪被害者にとっても信頼がおけないし、また保護司の本来の任務も曖昧にするおそれがあり、適当でない。民間人に依拠することなく、行政機関が責任をもって行える体制を整備すべきである。【日弁連】

(16) 保護処分決定確定後の加害者少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施

- ・ 加害者がどのように矯正教育を受け、どのような状態で社会へ出てくるかは、被害者にとって非常に重要なことなので、それを知ること及び意見を述べる機会が必要。【犯罪被害者団体等】
- ・ 加害者の服役、更生状況の情報提供、及び面会参観可能な制度。【犯罪被害者団体等】
- ・ 神戸児童殺傷事件において、2004年3月、法務省は、加害男性の仮退院に関する情報を被害者遺族に通知するとともに、仮退院の理由を公表するという措置をとった。また、法務省は、被害者遺族に対して、矯正教育の内容などについても説明

を行っていたが、この情報提供の内容や基準などについては法令の定めがなく、行政裁量により個々のケースごとに判断されている。この問題は、犯罪被害者等への情報提供と社会への公表というものを区別して考えていく必要があるが、犯罪被害者等への情報提供の場合も、その情報が外部に漏れることによる弊害が起こりうるので、その危険性も考慮した情報提供の程度なども慎重に判断する必要がある。検討に当たっては、これが少年のプライバシーを不当に侵害したり、少年の社会復帰を妨げる結果とならないよう十二分配慮する必要がある。少年犯罪被害者が不安の除去や損害賠償請求等の目的から、加害少年が収容された矯正施設や社会復帰の時期を知りたいと要望する場合があるのは当然だが、それがいたずらに加害少年を警戒し地域社会から排除しようとする傾向を持つ場合には、加害少年の立ち直りを阻害する結果となる。したがって、情報の提供は、原則として、加害少年自身と家族の承諾を要件とすべきである。また加害少年自身と家族の承諾があるときは、形式的な施設名や復帰の時期のみならず、矯正教育の成果や加害少年の被害者への謝罪の意思なども伝えられるべきである。ことに社会復帰前には、先に述べた「少年事件協議」を導入する等、修復的司法の理念に基づく被害者と加害少年との関係修復がはかられるべきである。仮に、加害少年自身と家族の承諾が得られない場合でも、再被害の防止措置を講ずる目的や被害者等が転居その他加害者との接触回避などの措置をとることが特に必要な場合に限り、必要な限度での情報提供は認められてよい。【日弁連】

(17) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進

- ・ 「贖罪」教育に関しては、矯正施設および保護観察における加害者のみならず、在宅生活を続けている加害者をも対象としてほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 更生保護行政の廃止を求める。加害者にさかれている膨大な予算を被害者支援に回してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 米国に犯罪被害者のための非常に優秀な矯正プログラムが実在してるので、入手して実用化すべく行動してほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ まずは矯正施設の職員が被害者の体験を聴き理解を深めていただき、共に話し合いや考えていけるような機会を全国で増やしてほしい。【犯罪被害者団体等】
- ・ 「犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。」としているが、謝罪や被害弁償に際しては、犯罪被害者等の心情を損なうことのないよう、極めて慎重な配慮がなされる必要がある。【日弁連】

(19) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

- ・ 「保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実」として、検察官が犯罪被害者等から事情を聴くなどその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう適切な対応に努めるものとされている。しかし、被告人には無罪の推定が及ぶところ、これは被告人も有罪判決を受けるまでは無事の市民として取り扱われるべきであるとの要請を含むものである。したがって、被告人の身柄拘束はあくまで例外であって、可能な限り保釈が許可されなければならない。なお、刑事訴訟法第89条第5号は、犯罪被害者等へのいわゆる「お礼参り」を禁止する趣旨の規定であるが、同号にいう加害行為ないし畏怖させる行為とは、特定の相手方に向けられた相当程度具体的な能動的言動であることが必要であり、単に被告人が保釈出所すれば被害者等が畏怖するという程度では足りない。したがって、検察官が犯罪被害者等から事情を聴くこと自体を否定するものではないが、犯罪被害者等の単なる不安感や恐怖感を過大に評価して保釈に反対することは許されない。そもそも、このような施策を犯罪被害者等基本計画骨子として定めることは、被告人の保釈に対する権利を不当に侵害する虞が多分にあるから、反対である。【日弁連】

(20) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

- ・ 仮釈放審理への被害者の意見聴取の実施【犯罪被害者団体等】
- ・ 仮釈放審理への当該刑事事件に関わった裁判官、検察官、弁護士の意見聴取の実施【犯罪被害者団体等】
- ・ 加害者がどのように矯正教育を受け、どのような状態で社会へ出てくるかは、被害者にとって非常に重要なことなので、それを知ること及び意見を述べる機会が必要。【犯罪被害者団体等】
- ・ 受刑者の仮釈放について犯罪被害者等の意見を聴くと、犯罪被害者は仮釈放を認めるべきでないと強く反対することが多いであろうから、仮釈放の是非を審査する更生保護審査会の審査に影響することは間違いない。仮釈放については、現在も、法律で認められている期間を経過してもなかなか認められていない現状があり、この現状がより悪化する可能性がある。したがって、受刑者の仮釈放について犯罪被害者等の意見陳述の機会を設けることについては慎重に検討すべきである。【日弁連】

(21) 犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施

- ・ 個々の被害者に負担のない形と望む形でありのままに被害者の心情が加害者に伝えられることが重要。ありのまま心情を伝えることが許されるために、被害者と加害者それぞれをサポートする別々のスタッフが必要。【犯罪被害者団体等】
- ・ 刑の確定後に加害者との(何らかの程度、方法での)接触ができるような制度を創設すべき。【パブコメ】

- ・ 加害者が出所した後の被害者との面接(面談)については、被害者等が希望しない限り、直接に面接(面談)することを禁止する措置を検討してほしい。【パプコメ】
- ・ 「犯罪被害者等の心情の加害者への伝達」については、現行の更生保護制度の充実と被害者部局の新設で対応可能。矯正教育の充実に寄与するとともに、矯正教育の内容と結果を被害者側に伝達することができる。一方、被害者側も加害者に関する情報を得て、新たな要望を示すことが可能になる。【パプコメ】
- ・ 被害者の心情を加害者に伝達する制度の検討については、被害者が警察や検察、裁判所等で述べたり上申した言葉等も矯正施設の現場に届けてほしい。また、裁判後も継続的に被害者の心情を聞き取り、矯正施設に届ける施策を講ずべき。【パプコメ】
- ・ 犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下で実施することについては、次の問題点があり、反対する。
 第一に、犯罪被害者等のなかに、自らの心情等を加害者に伝えたいとの希望を持つ者がいることは事実であるが、その仲介を更生保護官署ないし保護司が担当することについては賛成できない。犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を加害者に伝えるにあたっては、犯罪被害者等の心情等を害することのないよう、細心の注意を払う必要がある。しかるに、更生保護官署ないし保護司は、加害者の改善更生を第一義の目的とする機関であって、本来、被害者支援を担当すべき部門ではない。いかに研修の充実を期するといっても、更生保護官署ないし保護司の本来的機能から生じる犯罪被害者等との間のギャップは埋めきれるものではなく、被害者にとっては加害者の更生のために犯罪被害者等が踏み台とされる懸念を払拭することができない。
 第二に、保護観察官の人数が非常に少なく、実際の保護観察制度が保護司の大きな負担によって担われている実情に鑑みれば、この上、保護司に加害者情報の被害者への提供や被害者情報の加害者への提供という負担を負わせることには無理がある。また、保護観察官や保護司は本来的に加害者の更生を使命とする立場にあり、このような立場にある者が被害者と加害者の仲介役になることは、被害者の理解を得にくく、本来の使命自体に混乱を来すおそれもある。当連合会が「少年事件協議」において提言しているように、NPOなど、真に中立的な機関の設置や利用が検討されるべきである。【日弁連】

(22) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

- ・ 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等に当たって、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図っていくことには

賛成である。なお、同職員らについては、幅広い人権教育も必要であることを付言する。【日弁連】

(23) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

- ・ 検察官が児童または女性の犯罪被害者等と十分なコミュニケーションを図るためには、その心情等に配慮するための研修が不可欠である。【日弁連】

犯罪被害者等の意見を踏まえた精神鑑定の検討

- ・ 精神鑑定をする際には、事前に犯罪被害者の意見を聞くとともに、精神鑑定の結果の記録を閲覧させるべき。【パブコメ】

捜査等の充実

- ・ 捜査段階での事故調書の開示だけでなく、一定の捜査を要求する権利を認めてほしい。【パブコメ】
- ・ 検察審査会以外に警察に未解決事件の再捜査申請できる制度の創設【犯罪被害者団体等】

加害者の厳罰化等

- ・ 刑罰が軽すぎる。現在の刑罰より、3割又は5割程の重罰にしてほしい。【パブコメ】
- ・ 特に意図的犯罪者は、刑期満了まで出獄を認めないでほしい。【パブコメ】
- ・ 殺人犯への時効はなくしてほしい。【パブコメ】
- ・ 人一人殺したら、犯人は死刑になる法律を作してほしい。【パブコメ】
- ・ 集団暴行による犯罪は傷害致死とされる例が多い。被害者本人にとって抵抗のすべを奪われた集団暴行は殺人事件として取り扱うべき。【犯罪被害者団体等】
- ・ 刑事裁判において、被害弁償する意志表示をするだけで、刑が軽くなるのはおかしい。【パブコメ】
- ・ 反復する嫌がらせ行為すべてをストーカー犯罪と規定してほしい。【パブコメ】
- ・ 刑法208条の2:危険運転致死傷について、アルコールと薬物に関する条文を分離してほしい。【パブコメ】

第6(1) 交通事故捜査の体制強化等

- ・ 現在、交通事故は警察のみの独占捜査で実施されているが、これを国土交通省による捜査、調査を加えることにより、更なる事故の解明と事故防止に努めるべき。【犯罪被害者団体等】

- ・ 被疑者供述によらず、捜査は科学的捜査をしてほしい。科学捜査研究所の鑑定を必ずしてほしい。科学研究所の処理限界があるのであれば、交通事故鑑定制度の法整備をし、民間の鑑定士を活用すべき。【犯罪被害者団体等】

第6(2) 交通事故自動記録装置の整備

第6(4) 犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被収容者に対する更生プログラムの整備等

- ・ 交通事故の起訴率の低さ、執行猶予率の高さから収容者に対してのみならず、執行猶予の在宅加害者に対しても更生プログラムの対象とすべき。【犯罪被害者等】

基本計画案の骨子に御意見をお寄せいただいた団体の中から、本とりまとめ一覧の要約及び意見提出者の表記について訂正を求める御意見をいただきましたので、本とりまとめ一覧について以下のとおり修正することといたしました。【平成１７年１１月９日】

○ P 9 の下から 6 ～ 5 行目

「性犯罪の被害者名を、被疑者の弁護人に明らかにする場合に、被害者の同意を取るよう、運用の改善を行って欲しい。【パブコメ】」

を、

「性犯罪の被害者名を、被疑者の弁護人に明らかにする場合に、被害者の同意を取るよう、運用の改善を行って欲しい（被疑者又はその親族等による被害者に対する重大な人権侵害が、示談交渉の名を借りて行われている現実がある）。【性暴力被害者救済全国弁護士ネットワーク】」

に改める。

○ P 15 の下から 12 ～ 11 行目

「児童虐待防止法を改正し、親や近親者による児童の性的虐待を告訴なしで処罰できる特別規定を設けることを検討すべき。【パブコメ】」

を、

「児童虐待防止法を改正し、親や近親者による児童の性的虐待を告訴なしで処罰できる特別規定を設けることを検討すべき（現状では親告罪となっているため、親や近親者による児童の性的虐待が、事実上処罰できなくなっている現実がある。未成年者が被害者の場合、当該未成年者の法定代理人が告訴権者となるところ、これは被害者の母親が自分の夫を告訴したり、被害者の両親が自分の血縁者を告訴する事を意味し、事実上困難である場合が殆どだからである）。【性暴力被害者救済全国弁護士ネットワーク】」

に改める。

○ P 15 の下から 9 行目

「車両による性犯罪を防止するため、チャイルドロックを禁止してほしい。【パブコメ】」

を、

「車両による性犯罪を防止するため、チャイルドロック（運転席以外からは車両のドアを開けられなくなる装置）を禁止してほしい。【性暴力被害者救済全国弁護士ネットワーク】」

に改める。

○ P 15 の下から 7 ～ 6 行目

「外から車内が見えないようにするスモークガラスを全面的に禁止してほしい。【パブコメ】」

を、

「車両による性犯罪を防止するため、外から車内が見えないようにするスモークガラスを全面的に禁止してほしい。【性暴力被害者救済全国弁護士ネットワーク】」に改める。

○ P 1 5 の下から 5 行目

「強姦教唆的ポルノグラフィーを規制してほしい。【パブコメ】」

を、

「強姦教唆的ポルノグラフィーを規制してほしい（性犯罪を肯定的に扱ったようなもの（女性に強姦願望があるとか、強姦でも女性は快感を得られる、というような類のもの）や、その手口を教唆するに等しいような内容のものまで放置されていることは、極めて大きな問題である）。【性暴力被害者救済全国弁護士ネットワーク】」

に改める。

○ P 1 5 の下から 4 行目

「睡眠薬入手の容易性を改善してほしい。【パブコメ】」

を、

「睡眠薬入手の容易性を改善してほしい（睡眠薬は日本では単に不眠症を訴える程度で容易に処方される状況にあり、これを用いた性犯罪も少なくない。また、禁止されているような強力な睡眠薬（いわゆるレイプドラッグ）が、日本ではインターネットによって販売されているという報告もある）。【性暴力被害者救済全国弁護士ネットワーク】」

に改める。

○ P 1 7 の上から 8 ～ 9 行目および P 1 8 の下から 1 4 ～ 1 3 行目

「性犯罪において、捜査機関が告訴受理等を渋らないよう、運用の改善を行ってほしい。【パブコメ】」

を、

「性犯罪において、捜査機関が告訴受理等を渋らないよう、運用の改善を行ってほしい（「被害者の供述以外の証拠がない」とか、「いずれ告訴が取り下げられるかも知れないから」という理由を挙げられる場合が少なくなく、通常の犯罪よりも捜査を渋られる傾向が強いと思われる。このような事がないように運用の改善を求める）。【性暴力被害者救済全国弁護士ネットワーク】」

に改める。